



第3章

景観法に基づく 景観づくりの誘導

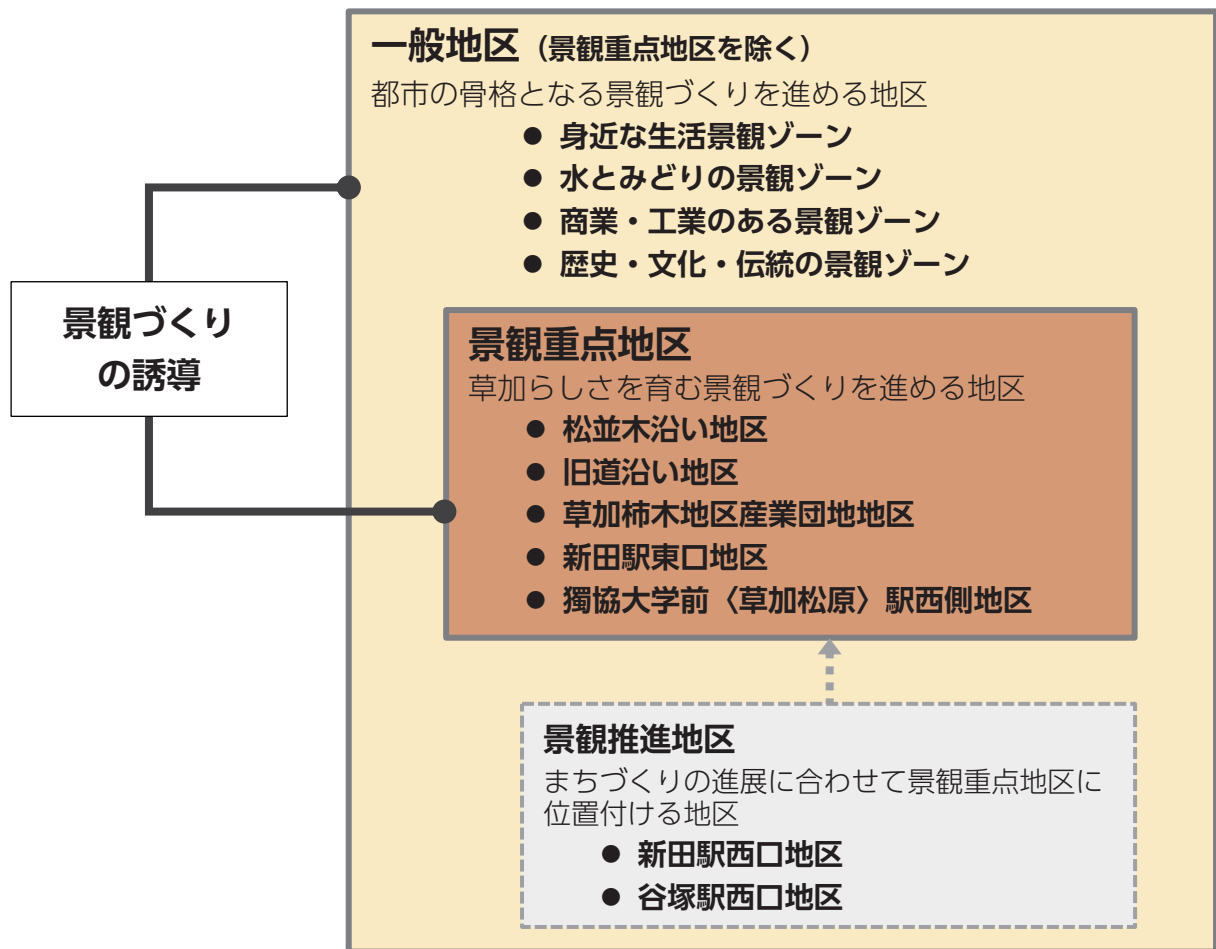


1 一般地区と景観重点地区の区分

景観づくりの目標と方針を実現するために、景観計画区域を、「景観重点地区」と、景観重点地区を除く「一般地区」に区分し、景観法に基づく届出制度を活用し、それぞれ景観づくりを誘導します。

一般地区は、「身近な生活景観ゾーン」「水とみどりの景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」の4つのゾーンの特性に応じた景観の誘導を図り、景観の骨格・基盤の向上を図るものとします。

■景観づくりの誘導の考え方



2 一般地区の景観づくりの誘導

(1) 届出対象行為

景観計画に基づく届出を要する行為を、大規模届出対象行為と小規模届出対象行為とに分け、それぞれについて次のとおり定めます。

■一般地区の届出対象行為

	大規模届出対象行為	小規模届出対象行為
建築物の建築等	1. 建築面積が500㎡又は高さが10mを超える建築物の新築、増築、改築 2. 増築により建築面積が500㎡又は高さが10mを超える建築物の増築 3. 建築面積が500㎡又は高さが10mを超える建築物の外観の変更で、各壁面の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1. 床面積10㎡以内の増築、改築を除く、全ての建築物の新築、増築、改築
分譲住宅の新築	4. 同一の者が行う2以上の専用住宅の新築（当該専用住宅の敷地及び当該専用住宅と一体性を有する区域の面積の合計が500㎡以上となるもの）	
工作物の建設等 （屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物は除く）	1. 高さ10mを超える工作物の新設、増築、改築 2. 増築により高さ10mを超える工作物の増築 3. 高さ10mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
土地利用の変更	1. 区域面積500㎡以上の土地利用の変更	

(2) 景観形成基準

一般地区において良好な景観づくりの誘導を進めていくために、大規模届出対象行為について、「景観形成基準」と色彩に関する数値基準等を定めた「色彩基準」を適用していくものとします。小規模届出対象行為については、色彩基準のみを適用します。

建築物の建築等の景観形成基準は、「身近な生活景観ゾーン」を含め、全域に共通して適用する基準を基本とし、「水とみどりの景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」に該当する場合は、一部の項目でゾーン別基準を併せて適用するものとします。

また、分譲住宅の新築、工作物の建設等、土地利用の変更については、全てのゾーンで共通の景観形成基準とします。

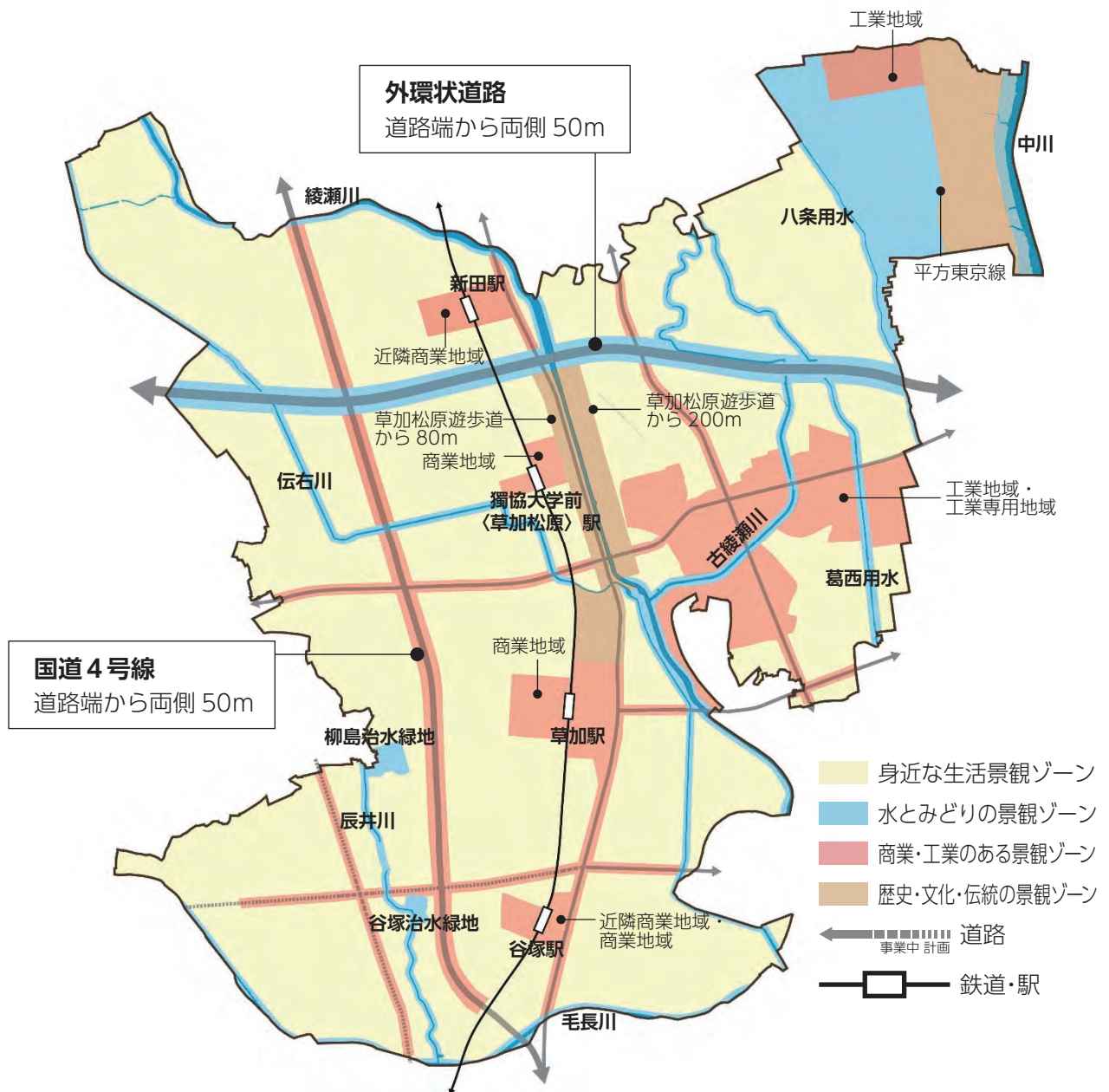
なお、敷地が複数のゾーンにまたがる場合について、建築物及び工作物が一つである場合は建築物及び工作物の過半が、建築物及び工作物が複数である場合は敷地の過半が含まれるゾーンの基準を適用するものとします。

ただし、大規模届出対象行為に該当する分譲住宅については、開発区域の過半が含まれるゾーンの基準を適用するものとします。

■一般地区における景観形成基準・色彩基準の適用

	届出対象行為	景観形成基準・色彩基準の適用
大規模行為	建築物の建築等	・景観形成基準と色彩基準を適用 (一部の項目について、ゾーン別基準を適用)
	分譲住宅の新築	・景観形成基準と色彩基準を適用
	工作物の建設等	・景観形成基準と色彩基準を適用
	土地利用の変更	・景観形成基準と色彩基準を適用
小規模行為	建築物の建築等	・色彩基準のみ適用

■ゾーン区分基準適用範囲



ゾーン	道路・河川等		範囲
商業・工業のある景観ゾーン	主要幹線道路	国道4号線	道路端から両側50m
		足立越谷線 浦和流山線 草加三郷線	道路端から両側25m
		八潮越谷線 草加彦成線 浦和東京線	
水とみどりの景観ゾーン	主要幹線道路	外環状道路	道路端から両側50m
	河川・用水・治水緑地	八条用水 古綾瀬川 伝右川 毛長川	河川・用水端から両側25m
		葛西用水 綾瀬川 辰井川	
		柳島治水緑地・谷塚治水緑地	緑地端から周囲25m

①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。
		ゾーン別基準
		《水とみどりの景観ゾーン》 ・河川沿いの地区においては、河川・水路側に顔を向けた意匠とするように配慮します。
		《商業・工業のある景観ゾーン》 ・駅周辺においては、にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。
		《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》 ・歴史・文化・伝統の趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。
	屋根	・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
配置	屋外階段	・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
	ベランダ	・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。
	建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 ・屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のC Iカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。 ・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。
配置	配置	ゾーン別基準
		《商業・工業のある景観ゾーン》 ・工業団地においては、建築物の外壁には極力低彩度の色彩を使用するように配慮します。その他の区域においては、アクセントカラーなどを適切に使用することにより、にぎわいを創出します。
		《水とみどりの景観ゾーン》 ・河川沿いの地区においては、河川、用水からできるだけ後退するように配慮します。
		《商業・工業のある景観ゾーン》 ・駅周辺の地区の道路沿いにおいては、道路から後退するように配慮します。

項目		景観形成基準
その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
		ゾーン別基準
		《商業・工業のある景観ゾーン》 ・工業団地においては、道路に面する部分にはボリューム感のある植栽をするように配慮します。
	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。
		ゾーン別基準
		《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》 ・歴史・文化・伝統の趣を感じさせるような形態、材料、色彩の門、柵、塀とするように配慮します。
その他	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。
	店先のしつらえ	ゾーン別基準
		《商業・工業のある景観ゾーン》 ・駅周辺においては、歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。
		《歴史・文化・伝統の景観ゾーン》 ・草加宿、草加松原においては、歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。
その他	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

②分譲住宅の新築（全ゾーン共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。 ・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
	屋根	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。 ・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
	建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。
	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。 ・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。 ・同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものとならないように配慮します。
配置	配置	・同一の開発区域内では、連続性をもたせるように配慮します。
その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・開発区域内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。 ・同一の開発区域内でみどりが連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。
	附属施設	・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場の位置は、区画ごとに規則性をもたせた配置とするように配慮します。 ・ごみ置き場は、まちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。
	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

③工作物の建設等（全ゾーン共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	- 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。 - 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	意匠	- 点滅する光源の設置は避けるように配慮します。 - 外周部は、緑化する等の修景を行うように配慮します。

④土地利用の変更（全ゾーン共通）

項目		景観形成基準
遮蔽	遮蔽	外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するように配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
形態・意匠	囲いの色彩	- 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。 - 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
その他	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。
	堆積	資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。

(3) 色彩基準

①色彩基準の趣旨

花や植生といった自然は、同じ種のものであっても、それが存在する地域ごとに異なった色をしています。こうした地域ごとに異なる色を「風土の色」と呼んでおり、例えば、自然環境と関わる色として、土壌、植生、花、空と水の色、また、歴史や文化に関わる色として、歴史的建築物、まつり、工芸品などの色があります。

草加市にも独自の自然環境や、固有の歴史的建築物、地場産業、まつりなど、歴史、文化に育まれた「風土の色」があり、こうした「風土の色」は今後もし、活かし、長きにわたって大事にしていく必要があります。

このため景観計画における色彩基準は、草加固有の「風土の色」を誘導することを観点にしており、「風土の色」を建物に用いることで、調和のとれた色彩景観を形成することをめざした基準として定めています。

マンセル記号の明度、彩度を指標として、一定の範囲の中で色を選択する一般的な色彩基準では、既存のまちなみから突出するような悪い色彩の建物が出現するのを防ぐためのチェック機能はありますが、地区ごとの望ましい色彩景観を誘導していくことにはあまり適していません。

そこで草加市では、10年後、20年後に、水とみどりの自然環境や、人々の生活に営々と息づく歴史や文化、伝統、いきいきとした快適で心地よいまちを色彩の観点から創出していくことを目標として、この「風土の色」に基づく色彩基準を定めました。

②色彩基準の作成方法

基準を取りまとめた手順として、「身近な生活景観ゾーン」「水とみどりの景観ゾーン」「商業・工業のある景観ゾーン」「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」の4つのゾーンに分けて、市内全域の自然環境についての調査を行いました。その際に、土壌や草花、伝統工芸品等といった資料や、植生、歴史的建築物、水、空などを含む風景の写真を採取し、それらのサンプルを基にして、草加市の「風土の色」を導き出しました。

導き出された「風土の色」を、各地域の特性を反映したものとするよう4ゾーンに分けて色彩基準として取りまとめました。また、同一ゾーン内において色彩のテーマが異なっていたことから、「歴史・文化・伝統の景観ゾーン」については草加宿、草加松原、柿木下妻街道跡周辺の3つの区域に、「商業・工業のある景観ゾーン」については商業地区^{※1}、工業地区^{※2}の2つの区域に分けて色彩基準としました。

※1：商業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域を除く区域

※2：工業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域に指定されている区域

■各地域の特性を反映した色彩のテーマ

項 目	基 準
身近な生活景観ゾーン	住んでいる人、訪れる人に安心や秩序を感じさせ、草加の歴史的品格を感じる色彩
水とみどりの景観ゾーン	身近に流れる川等に品格を与え、みどりの風景に調和する色彩
商業・工業のある景観ゾーン	地域の住宅と調和のとれる色彩 ・商業地区：草加の歴史を感じさせながら、商店街のにぎわいと親しみを感じさせる色彩 ・工業地区：工場等が冷たさや重さを感じさせず、地域に調和する色彩
歴史・文化・伝統の景観ゾーン	歴史的品格、重厚感、美しさに調和する色彩 ・草加宿：過去から引き継がれている歴史を感じさせつつ、まちのにぎわいを感じる色彩 ・草加松原周辺：松の美しさを引き立て調和する色彩 ・柿木下妻街道跡周辺：歴史と落ち着きを感じる色彩

③色彩基準

カラーチャートのうち「草加市の風土色（基準色）」として掲げている色彩を、建築物の外壁及び工作物の外観並びに土地利用の変更の際の囲いに使用できる色彩とします。

なお、外壁に使用する材料の制約上、基準色に適合することが困難な場合には、次の表の基準値を使用可能な色彩の範囲とします。

■基準値（使用可能な色彩の範囲） 注）記号及び数値はマンセル表色系による

対象	色相	明度	彩度
商業地区※	暖色系（R・YR・Y系） 0 R～9.9Y	—	6 以下
	寒色系他 （GY・G・BG・B・PB・P・RP系） 0 GY～9.9RP	—	3 以下
その他の地区	暖色系（R・YR・Y系） 0 R～9.9Y	—	4 以下
	寒色系他 （GY・G・BG・B・PB・P・RP系） 0 GY～9.9RP	—	2 以下

※商業地区：商業・工業のある景観ゾーンのうち、工業地域・工業専用地域を除く地域

また、カラーチャートのうち「草加市の風土色（推奨色）」として掲げている色彩を、4ゾーン、7地区における推奨色とします。

なお、色彩基準は、次の項目に該当する場合は適用除外とします。

- ア) 法令上の制限によりやむを得ない場合に使用する色彩
- イ) 着色していない木、石、レンガ、コンクリート等の素材による色彩
- ウ) 建築物の各壁面の3分の1未満及び工作物の外観の3分の1未満並びに土地利用の変更の際の囲いの各壁面の3分の1未満の範囲で使用される色彩

●マンセル表色系について

マンセルの表色系は、色相 (Hue)、明度 (Value)、彩度 (Chroma) の3属性を合わせて一つの色を表示するシステムです。

「色相」は、色合いを表しています。赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10色相で表し、各々の色は5を中心とした1から10までの数値で細分されます。

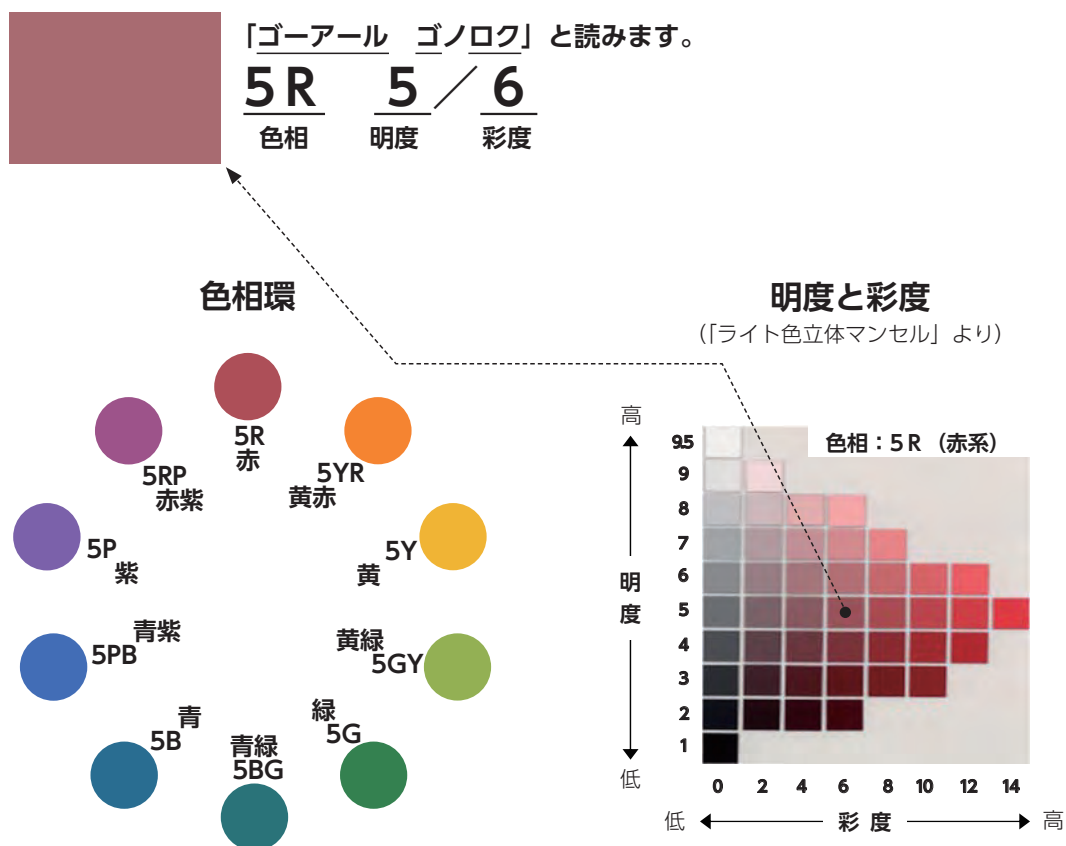
「明度」は、明るさを表し、数値が大きくなるにつれて色が明るくなります。

「彩度」は、鮮やかさを表し、数値が大きくなるにつれて色が鮮やかになります。最大の数値は、色相によって異なります。

無彩色 (白～黒) は、色相と彩度をもち、明度を示す数値の前にNをつけてN 1～N 9のように表します。

■マンセル値による色の表示方法

例) この色は、「5 R 5 / 6」と表示し、



④カラーチャート

●草加市の風土色（基準色）

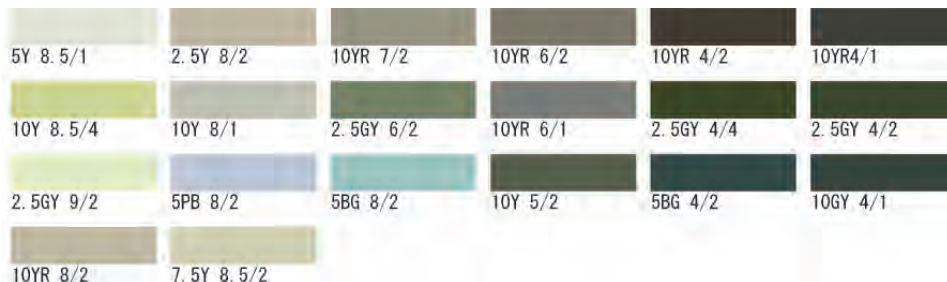
10R 2/4	10R 5/2	10R 6/1	2.5YR 3/6	2.5YR 6/2	2.5YR 6/6	5YR 3/2
5YR 6/4	5YR 9/2	7.5YR 2/4	7.5YR 3/2	7.5YR 4/2	7.5YR 5/4	7.5YR 6/4
7.5YR 6/10	7.5YR 8/2	10YR 3/4	10YR 3/6	10YR 4/1	10YR 4/2	10YR 4/4
10YR 6/1	10YR 6/2	10YR 7/2	10YR 7/4	10YR 7/6	10YR 8/2	10YR 8/8
10YR 9/2	2.5Y 3/2	2.5Y 4/6	2.5Y 5/2	2.5Y 5/4	2.5Y 6/2	2.5Y 7/2
2.5Y 7/4	2.5Y 7/6	2.5Y 8/2	2.5Y 8/4	2.5Y 8.5/2	2.5Y 8.5/6	2.5Y 9/2
5Y 4/4	5Y 4/6	5Y 6/2	5Y 7/1	5Y 7/6	5Y 8/4	5Y 8.5/1
5Y 8.5/2	5Y 9/4	7.5Y 7/2	7.5Y 8/2	7.5Y 8.5/2	10Y 3/4	10Y 4/4
10Y 5/2	10Y 8/1	10Y 8.5/4	10Y 8/6	10Y 9/2	2.5GY 3/4	2.5GY 4/2
2.5GY 4/4	2.5GY 6/2	2.5GY 7/6	2.5GY 9/2	5GY 3/4	10GY 4/1	5BG 4/2
5BG 8/2	2.5B 6/2	5PB 4/1	5PB 8/1	5PB 8/2	7.5PB 8/4	5P 9/2
7.5P 9/2	N9.5	N9.25	N9	N8.75	N8.5	N8.25
N8	N7.75	N7.5	N7.25	N7	N6.75	N6.5
N6.25	N6	N5.75	N5.5	N5.25	N5	N4.75
N4.5	N4.25	N4	N3.75	N3.5	N3.25	N3
N2.75	N2.5	N2.25	N2	N1.75	N1.5	N1.25
N1	N0.75	N0.5				

※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

●草加市の風土色（推奨色）

水とみどりの景観ゾーン

身近な水辺空間やみどりの風景に調和する色彩であり、自然景観の美しさを引き立てる色



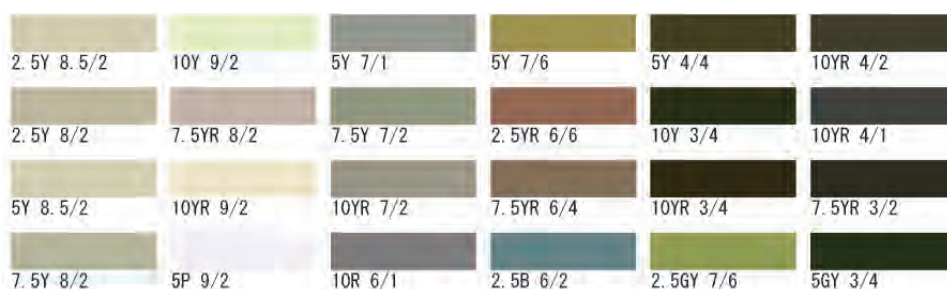
歴史・文化・伝統の景観ゾーン (草加松原周辺)

松並木の色に調和する色彩であり、松の美しさを引き立て、安らぎと文化を感じさせる色



歴史・文化・伝統の景観ゾーン (草加宿)

伝統的なまちなみの色に調和する色彩であり、品格とにぎわいを感じさせる色



歴史・文化・伝統の景観ゾーン (柿木下妻街道跡周辺)

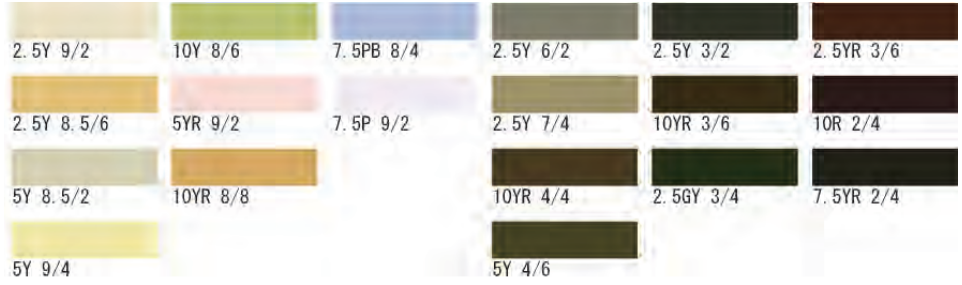
歴史的建築物やみどりに調和する色彩であり、歴史的趣を感じさせ落ち着いた色



※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

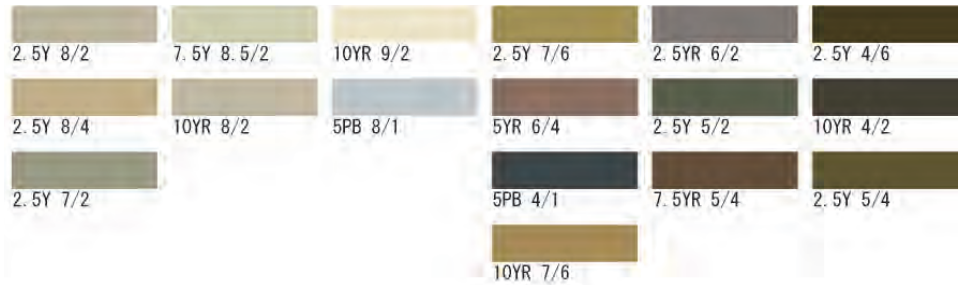
商業・工業のある景観ゾーン (商業地区)

地域の住宅と調和のとれる色彩であり、歴史を感じさせながら、商店街のにぎわいと親しみを感じさせる色



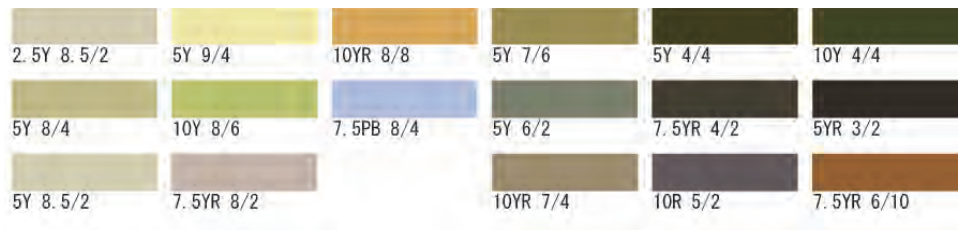
商業・工業のある景観ゾーン (商業地区を除く)

地域の住宅と調和のとれる色彩であり、工場等の冷たさや無機質さを感じさせず、親しみと暖かさを感じさせる色



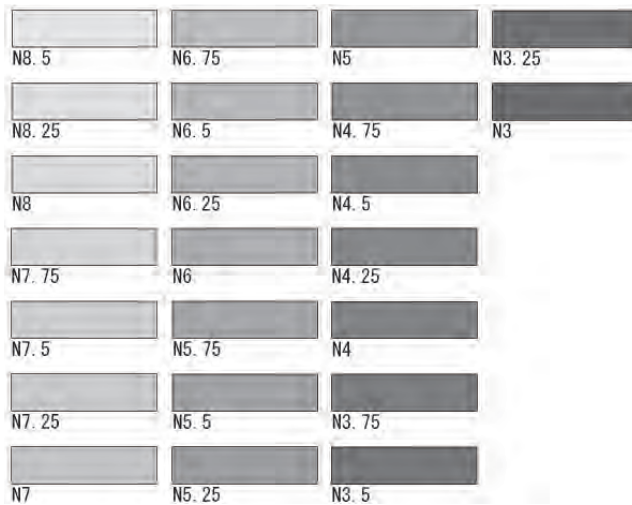
身近な生活景観ゾーン

住んでいる人や訪れる人に安心や親しみを感じさせる色彩であり、草加の歴史的品格と秩序を感じさせる色



無彩色

全ゾーン共通



ただし、分譲住宅を除く大規模届出対象の建築物・工作物はN8.5～N4とします

※印刷の色は実際の色とは異なりますので、マンセル値を参照してください。

(4) 勧告基準・変更命令基準

一般地区において、勧告を行うことのできる対象行為及びその基準、また、変更命令を行うことのできる対象行為及び基準を次のとおり定めます。

大規模届出対象行為

勧告基準	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の 3 分の 1 を超えるもの	
変更命令基準	分譲住宅の新築、土地利用の変更を除く届出対象行為	色彩基準に適合しないもの及び点滅する光源が形成する面積の合計が各立面面積の 3 分の 1 を超えるもの
	分譲住宅の新築	建築物の各壁面の 3 分の 1 を超える範囲で使用される色彩がP89の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）

小規模届出対象行為

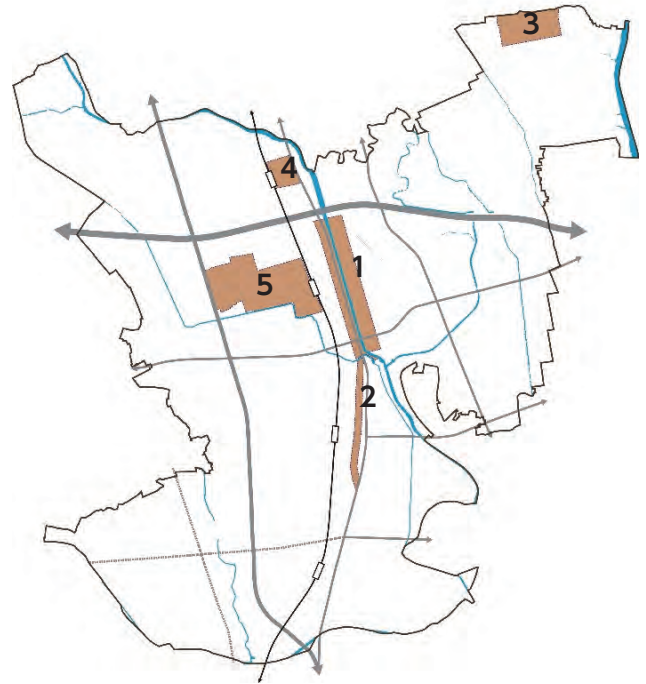
勧告基準	建築物の各壁面の 3 分の 1 を超える範囲で使用される色彩がP89の基準値（使用可能な色彩の範囲）に適合しないもの（色彩基準のカラーチャートに掲げられている草加市の風土色を除く）
変更命令基準	

3 景観重点地区の景観づくりの誘導

景観重点地区においては、核となる公共施設の整備、周辺の建築物・工作物の一体的な景観誘導などにより、良好なまちなみ景観づくりを進めていきます。

■景観重点地区位置図

1	松並木沿い地区
2	旧道沿い地区
3	草加柿木地区産業団地地区
4	新田駅東口地区
5	獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区



(1) 届出対象行為

景観重点地区における届出を要する行為を次のとおり定めます。

■景観重点地区の届出対象行為

	届出対象行為
建築物の建築等	1. 床面積10㎡以内の増築、改築を除く、全ての建築物の新築、増築、改築 2. 建築物の外観の変更で、各壁面の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
分譲住宅の新築	3. 同一の者が行う2以上の専用住宅の新築（当該専用住宅の敷地及び当該専用住宅と一体性を有する区域の面積の合計が500㎡以上となるもの）
工作物の建設等 （屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物は除く）	1. 高さ10mを超える工作物の新設、増築、改築 2. 増築により高さ10mを超える工作物の増築 3. 高さ10mを超える工作物の外観の変更で、外観の総面積の3分の1を超える面積を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
土地利用の変更	1. 区域面積500㎡以上の土地利用の変更

(2) 景観形成基準

景観重点地区では、地区の特性を活かした固有の景観形成基準を地区ごとに設定し、よりきめ細かな景観づくりを進めます。ただし、景観重点地区における色彩基準、勧告基準、変更命令基準は、一般地区と同じとします。また、分譲住宅、工作物の建設等、土地利用の変更の景観形成基準も、一般地区の基準を適用します。

なお、敷地の一部が重点地区に含まれる場合は、重点地区における基準を適用します。

1 松並木沿い地区

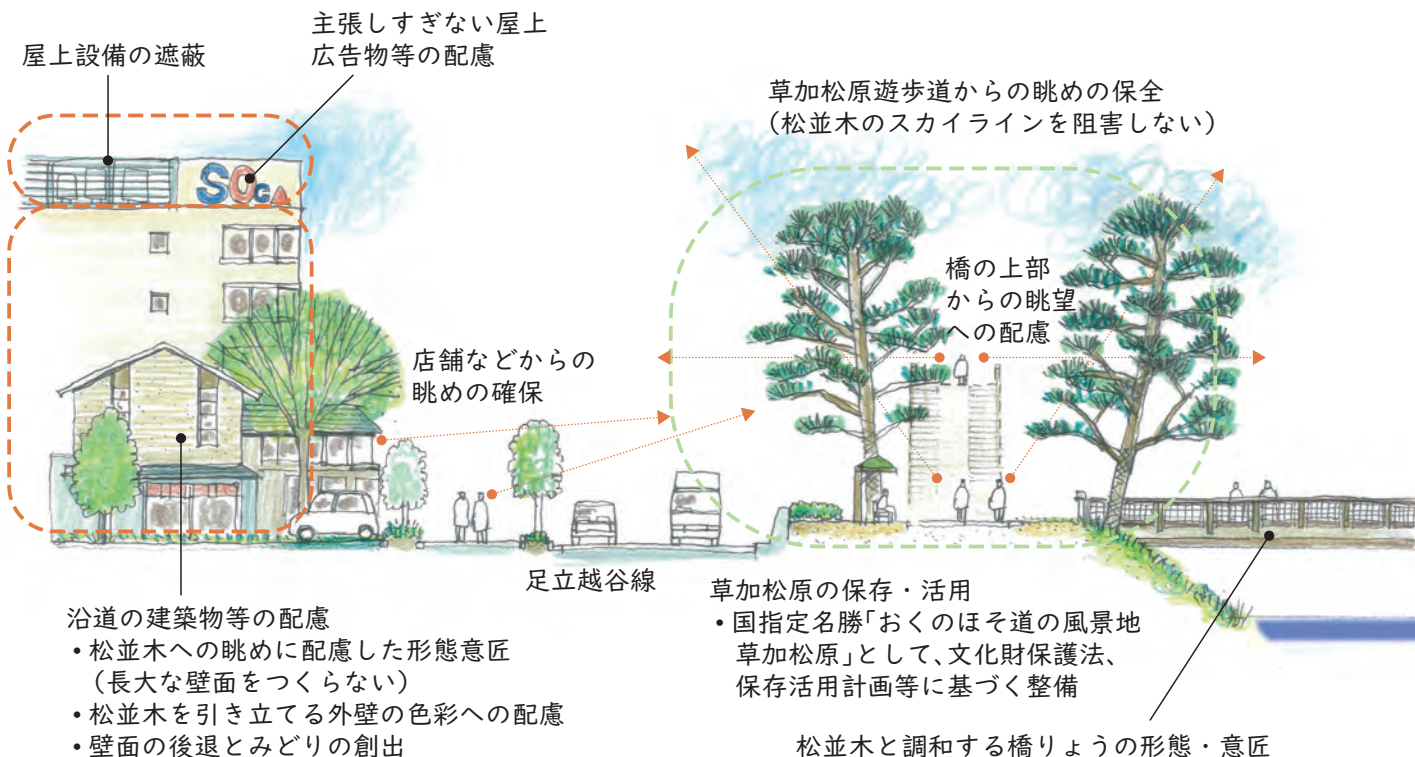
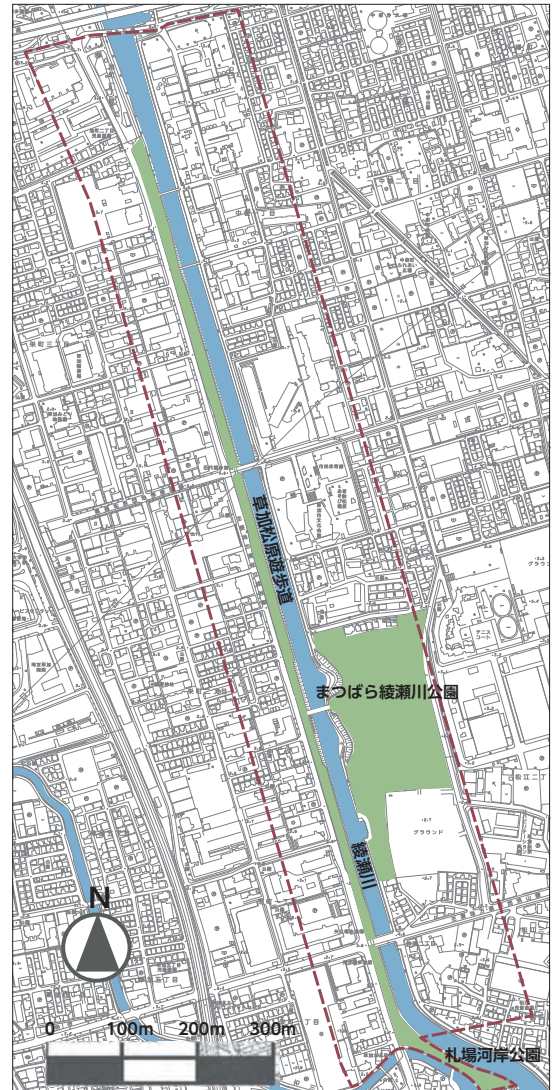
松並木沿い地区では、草加市の景観上のシンボルである松並木があり、草加松原遊歩道とまつばら綾瀬川公園とともに雄壮な景観をつくり出していることから、このような地域固有の自然景観と調和し、また、にぎわいのあるまちなみ景観づくりをめざします。

景観づくりの方針

- 草加松原の保存・活用と草加松原と調和した周辺環境の整備による良好な景観の保全
- 松並木への眺めの保全と眺めを活かしたまちなみ景観づくり
- 幹線道路沿道を中心とした、歩いて楽しくみどり豊かな景観づくり

区域

草加松原遊歩道（市道9001号線）及び市道20789号線から西側80m、東側200m



①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。 ・にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。
	屋根	・まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
	屋外階段	・建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
	ベランダ	・共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。
	建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 ・屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
配置	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のC Iカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。 ・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。 ・屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。
	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。 ・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。 ・足立越谷線、松原団地停車場線に面する部分は、道路から後退するように配慮します。 ・松並木への眺望を阻害しないように配慮します。
高さ	高さ	・松並木や綾瀬川の景観と調和し、圧迫感を生じないように配慮します。

主張しすぎない屋上広告物等の配慮

開放感のある眺めの確保

屋上設備の遮蔽

綾瀬川沿いの建築物等への配慮

- ・松並木への眺めに配慮し、敷地境界部分に長大な壁面をつくらない
- ・壁面の後退と敷地際の緑化
- ・松並木を引き立てる外壁の色彩への配慮

まつばら綾瀬川公園

綾瀬川

まつばら綾瀬川公園の活用

- ・周辺の商店街や市民・団体等との協働によるイベントによるにぎわいの創出
- ・松並木へのビューポイントとしての配慮

項目		景観形成基準
その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。 ・和風のデザインを基調とし、樹種を工夫することにより草加松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。 ・和風のデザインを基調とし、しつらえを工夫することにより草加松原遊歩道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 ・設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 ・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。
	店先のしつらえ	・歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。 ・商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。 ・シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。
	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

②分譲住宅の新築（各地区共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。 ・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
	屋根	・同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。 ・周囲のまちなみと調和した形態や意匠に配慮します。
	建築設備	・配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。
	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。 ・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。 ・同一の開発区域内では、建築物同士の色彩の組み合わせが単調なものとならないように配慮します。

項目		景観形成基準
配置 その他	配置	同一の開発区域内では、連続性をもたせるように配慮します。
	植栽	- 通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 - 開発区域内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 - 周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。 - 同一の開発区域内でみどりが連続するように、区画ごとの境界部を積極的に緑化するように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避け、開放的な外構となるように配慮します。
	附属施設	- 駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 - 駐車場の位置は、区画ごとに規則性をもたせた配置とするように配慮します。 - ごみ置き場は、まちなみと調和した形態や意匠、色彩とするように配慮します。
	自動販売機	建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

③工作物の建設等（各地区共通）

項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	- 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。また、建築物本体と調和するように配慮します。 - 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
	意匠	- 点滅する光源の設置は避けるように配慮します。 - 外周部は、緑化する等の修景を行うように配慮します。

④土地利用の変更（各地区共通）

項目		景観形成基準
遮蔽	遮蔽	外周部は、まちなみと調和した材料、色彩による塀・柵等の囲いを設置するように配慮します。同一の開発区域内では、調和した形態や意匠となるように配慮します。
形態・意匠	囲いの色彩	- 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。 - 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。
その他	植栽	通りなどの公共空間に面する部分は、積極的に緑化するように配慮します。
	堆積	資材、廃棄物、残土等は、人の目線より低く整然と堆積するように配慮します。

2 旧道沿い地区

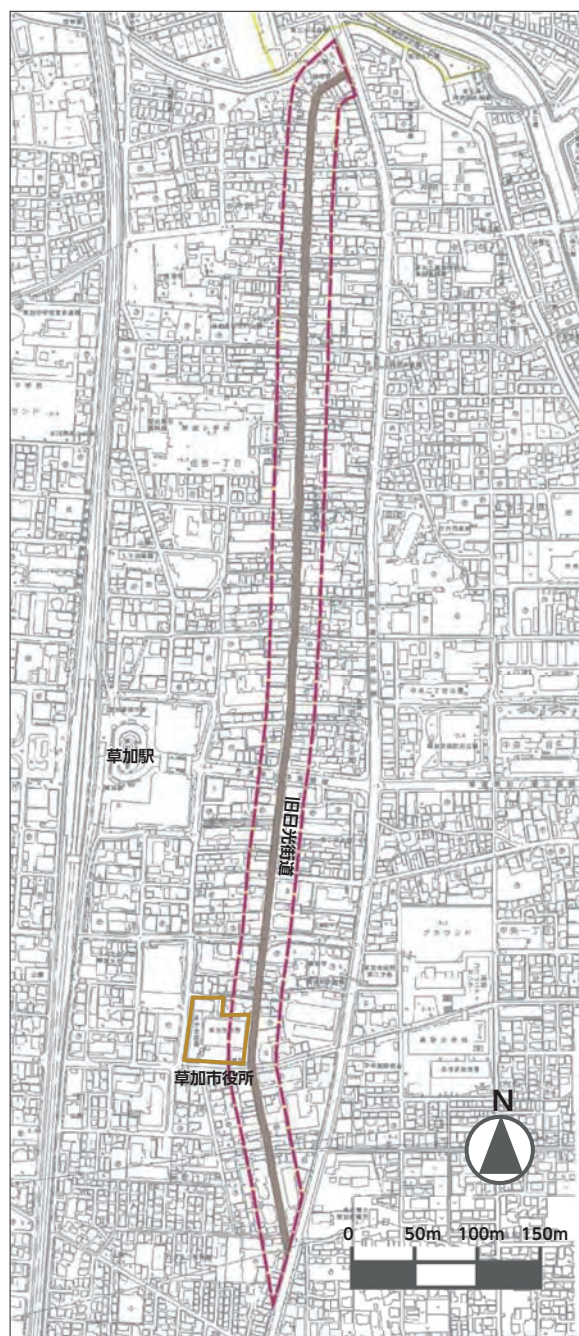
旧道沿い地区では、かつて草加宿の街道として栄えた草加市の歴史的・文化的遺産を継承しながら、地域固有の歴史的、文化的、伝統的な資源と調和し、にぎわいのあるまちなみ景観づくりをめざします。

景観づくりの方針

- 旧日光街道における、沿道のまちなみと調和した道路の整備による良好な景観の保全
- 旧日光街道沿いにおける、草加宿の歴史や文化、伝統を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観づくり
- シンボルとなる草加市庁舎の整備と周辺における一体的な景観づくり
- 旧日光街道沿いを中心とした、歩いて楽しくみどり豊かな景観づくり
- 地区の協定に基づく景観づくり

区域

市道2036号線、2079号線、2078号線、2029号線の両側25m



歴史のまちなみ景観づくりに配慮した形態意匠や外壁・屋根の色彩

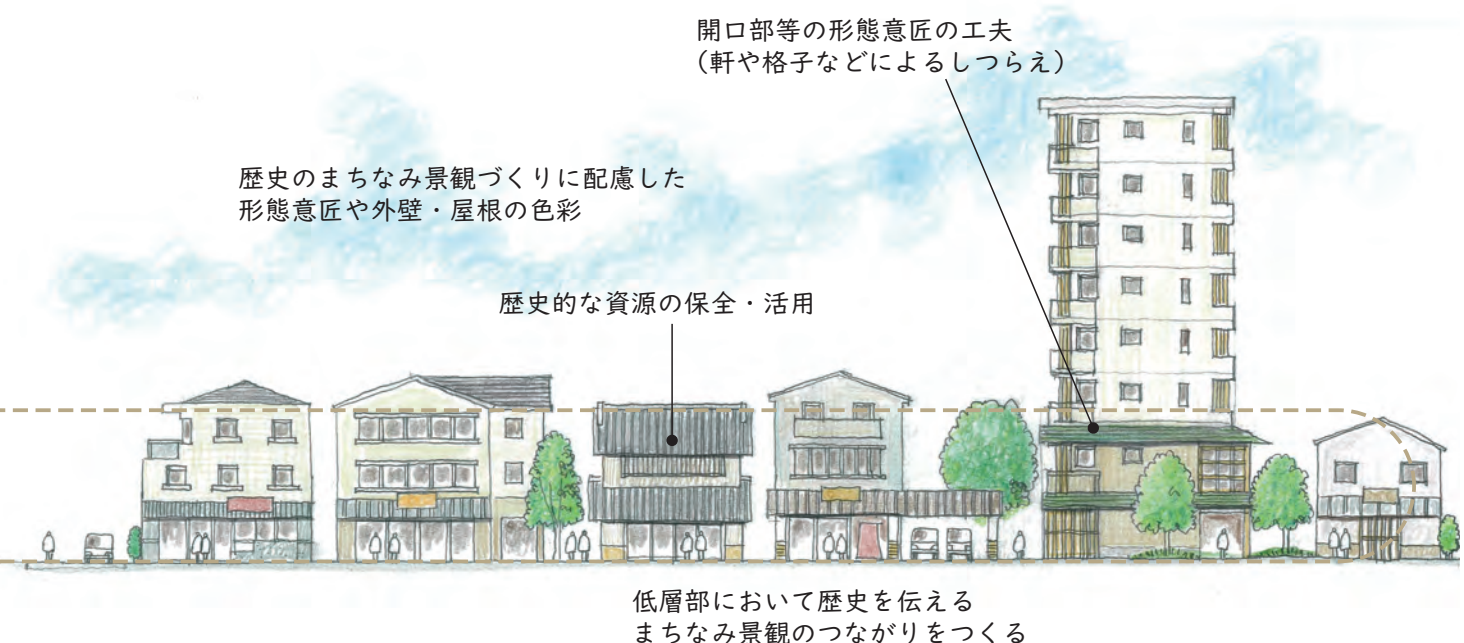
まちなみと調和する広告物の配慮

駐車場の塀・柵等の配慮



①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・ まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。 ・ かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。 ・ かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、使用する材質に配慮します。
	屋根	・ まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。 ・ かつての宿場町としての趣を感じさせるよう、形態や意匠に配慮します。 ・ 屋根の勾配は、周囲の建築物の屋根勾配と調和したものとするように配慮します。 ・ 屋根瓦を用いる場合には、灰色又は低明度の色を使用するように配慮します。
	屋外階段	・ 建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
	ベランダ	・ 共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。
	建築設備	・ 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 ・ 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
	色彩	・ 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のC Iカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。 ・ 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・ 建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。 ・ 屋根の色彩は、外壁と調和するように配慮します。



項目		景観形成基準
配置 その他	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。 ・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。
	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感ずることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。 ・和風のデザインを基調とし、しつらえを工夫することにより旧道と一体となった雰囲気を感じられるように配慮します。
	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 ・設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 ・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。
	店先のしつらえ	・歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。 ・商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。 ・シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。
	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

②分譲住宅の新築（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P98参照

③工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

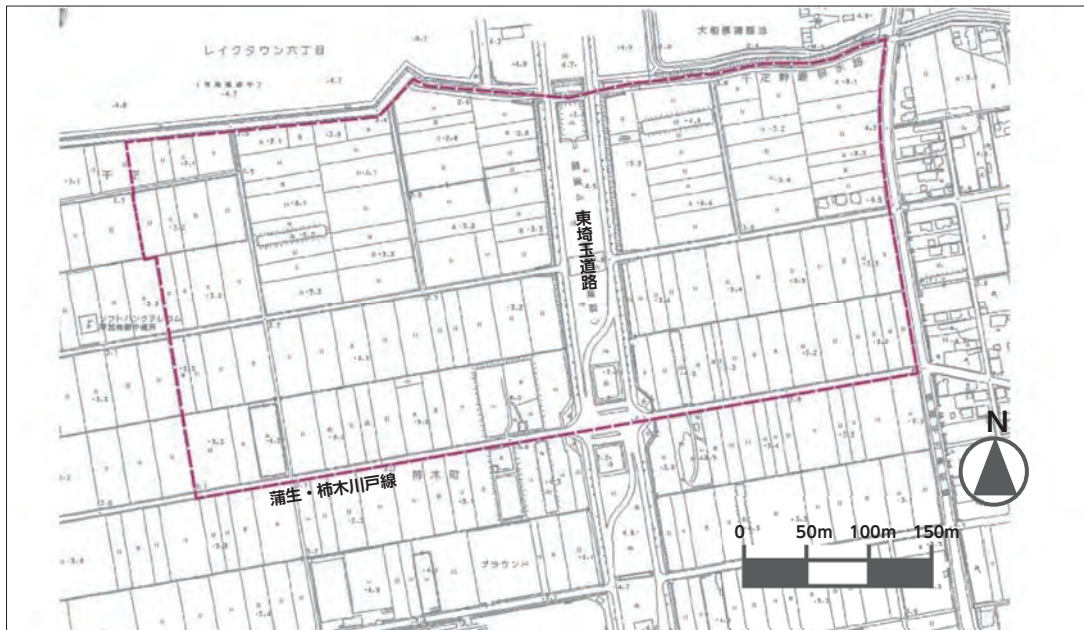
④土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

3 草加柿木地区産業団地地区

草加柿木地区産業団地地区では、みどりに囲まれ、田園景観と調和した産業団地の景観づくりをめざします。

景観づくりの方針

- 施設整備に当たっては周辺の田園景観との調和に配慮した景観づくり
- 自然環境と調和する緑化やオープンスペースの積極的な創出による、みどりに包まれた景観づくり
- 広告物の大きさやデザインの統一などの協調による景観づくり
- 産業団地整備地区の周辺の田園風景の保全

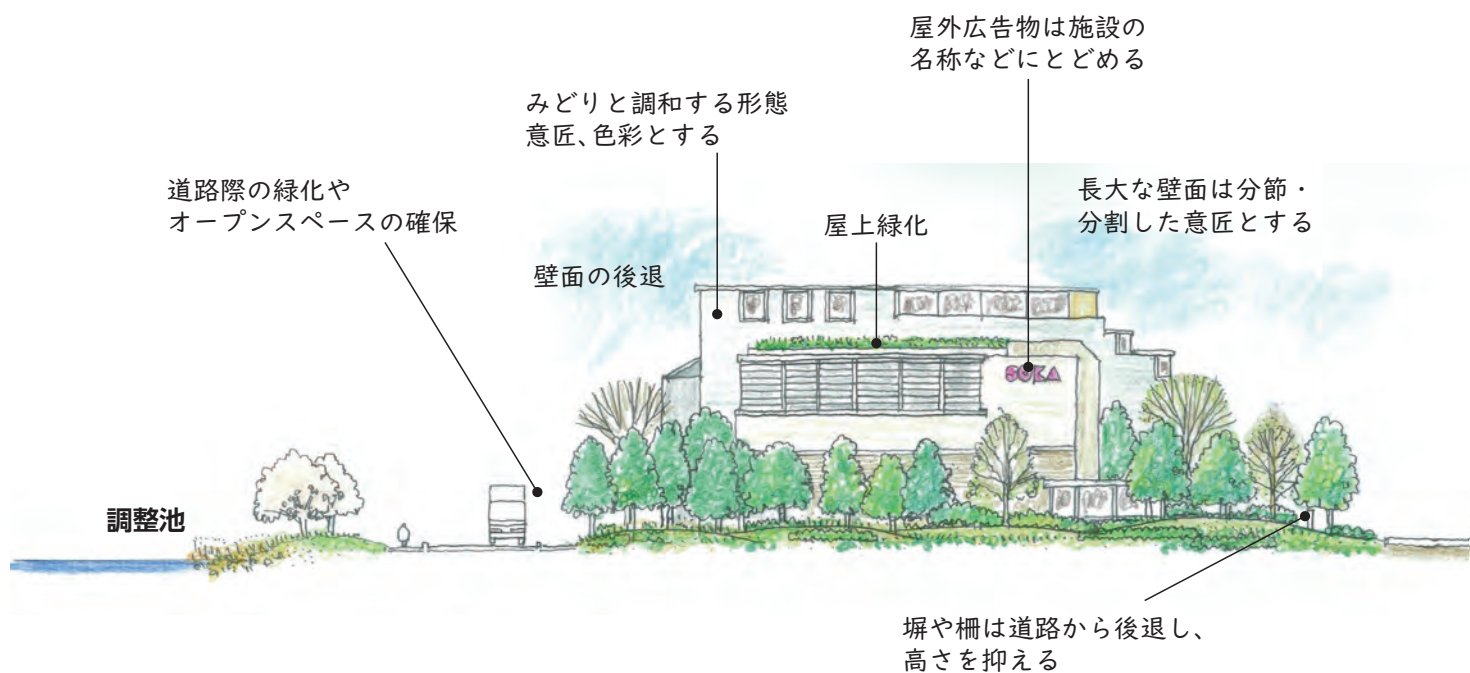


区域：草加柿木地区産業団地地区地区計画区域

①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・ まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。 ・ 通りに面して長大な壁面が生じる場合は、圧迫感を与えない形態や意匠に配慮します。
	屋根	・ まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
	屋外階段	・ 建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
	建築設備	・ 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 ・ 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。

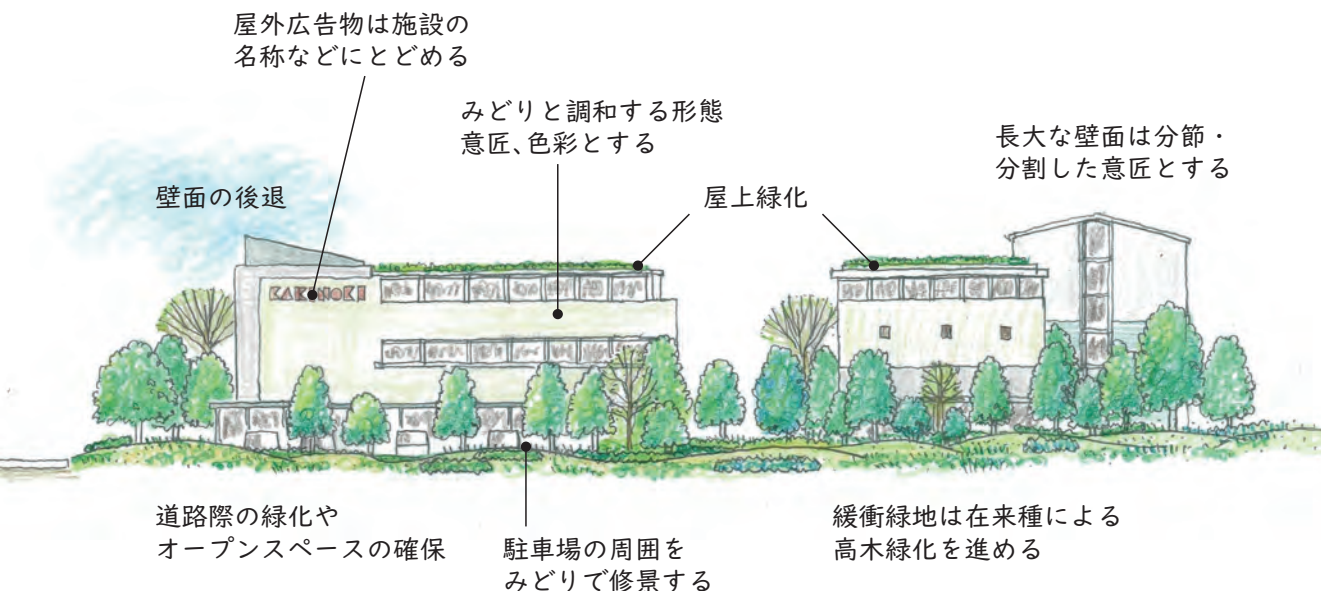
項目		景観形成基準
形態・意匠	色彩	・風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のＣＩカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。 ・色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。
	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。 ・通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。
その他	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。



項目		景観形成基準
その他	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 ・設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 ・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。 ・表示内容は企業名、ロゴマーク等にとどめることをめざします。 ・表示内容や広告の大きさ、デザインの統一をめざします。
	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

②工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

③土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

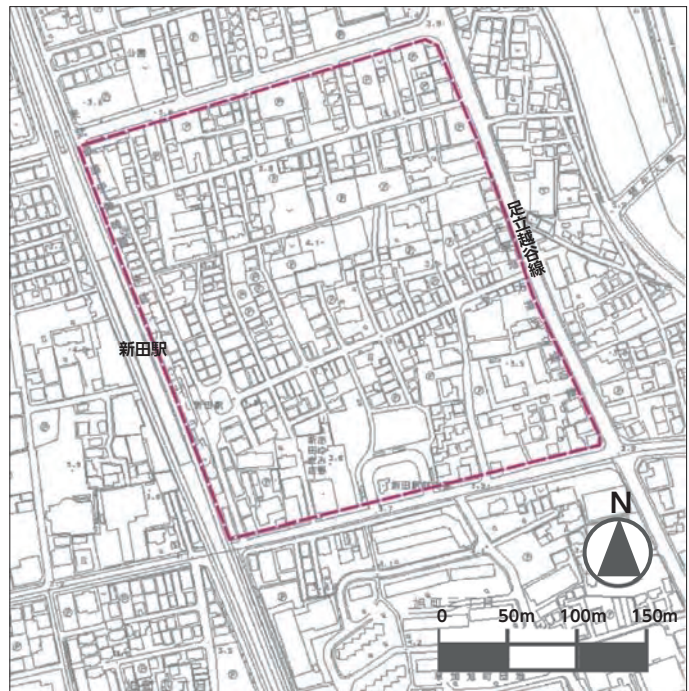


4 新田駅東口地区

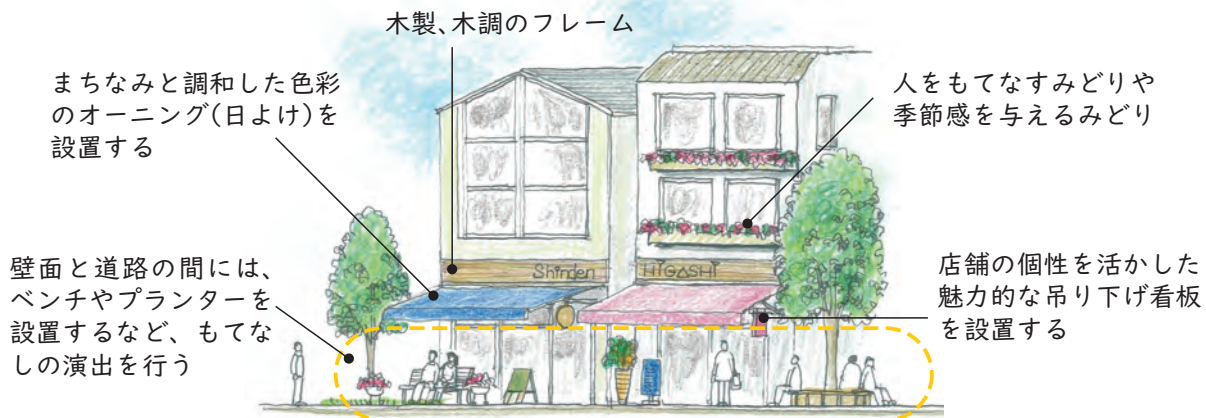
新田駅東口地区では、新田駅周辺の商業地としてのにぎわいの誘導を図りながら、住環境と調和したまちなみ景観づくりをめざします。

景観づくりの方針

- 道路や駅前広場の整備による良好な景観づくり
- 駅周辺の商業地と住宅地が調和したまちなみ景観づくり
- 駅周辺や新田停車場線沿道を中心とした、もてなしと、にぎわいのあるまちなみ景観づくり
- もてなしのニワと小さなみどり、季節や風を感じる環境の整備による景観づくり

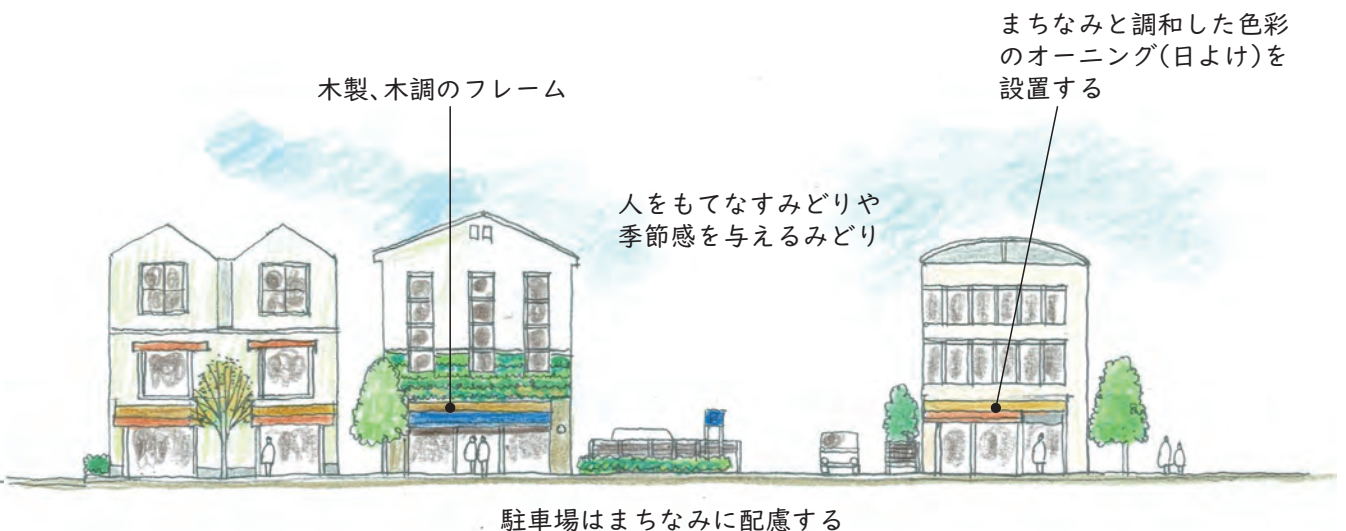


区域：新田駅東口地区地区計画区域



①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・ まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。 ・ にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。 ・ 間口の大きな建築物は、デザインや色彩によって分節化し、単調さや圧迫感を軽減するよう配慮します。 ・ 5階建て以上の建築物は、通りへの圧迫感、まちなみの連続性に配慮し、低層部と中高層部のデザインに変化をつけ、壁面の位置については、高層部を低層部よりも後退させるよう配慮します。 ・ 新田停車場線と駅前広場の角地に建つ建築物は、玄関口にふさわしい街角を印象付けるよう配慮します。 ・ 建築物の通りに面する開口部はできるだけ大きく確保し、開放的な意匠になるよう配慮します。 ・ 建築物の外壁の1階と2階の間に木のフレームを設置するよう配慮します。 ・ 外壁の木のフレームの下部にはオーニング（日除け）を設置し、外観にアクセントを付け、にぎわいやもてなしの演出をするように配慮します。
	屋根	・ まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
	屋外階段	・ 建築物本体と調和するよう形態や意匠に配慮します。
	ベランダ	・ 共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるよう配慮します。
	建築設備	・ 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 ・ 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるよう配慮します。
	色彩	・ 風土と調和した色彩を使用するよう配慮します。企業のC Iカラーについても、風土と調和した色彩に調節するよう配慮します。 ・ 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 ・ 建築物の中高層部分は、低彩度とするよう配慮します。 ・ 屋根の色彩は、外壁と調和するよう配慮します。



項目		景観形成基準
配置	配置	・まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。 ・通りに面する建築物の壁面の位置は、通りから1 m以上後退させ、周囲の建築物に合わせるよう配慮します。
	植栽	・通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 ・小さなみどり、季節や風を感じる環境の整備に配慮します。 ・敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 ・周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
その他	照明	・点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。 ・暖色系の暖かみのある照明を用いるよう配慮します。 ・建築物やショーウィンドウのライトアップ、足元を照らす屋外照明の設置に配慮します。
	塀・柵・擁壁等	・圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。
	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、建築物の中に取り込むか、植栽などでまちなみに配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 ・点滅する広告物やネオン管を露出する広告物は設置しないよう配慮します。 ・商店には、店舗の個性を活かした吊り下げ看板を設置するように配慮します。
	店先のしつらえ	・通りに面して、人を招き入れ、まちに回遊性を生み出すための空間である「もてなしのニワ」*を設けるように配慮します。 ・エントランスや外構のしつらえは、歩道と調和したデザインとするように配慮します。 ・店舗の入口はバリアフリー化に配慮します。
	自動販売機	・まちなみに配慮した設置場所やデザインになるよう配慮します。

※ 「もてなしのニワ」：行き交う人々が交流でき、憩うことのできる、通りに面して、人を招き入れ、まちに回遊性を生み出すための空間

②分譲住宅の新築（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P98参照

③工作物の建設等（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

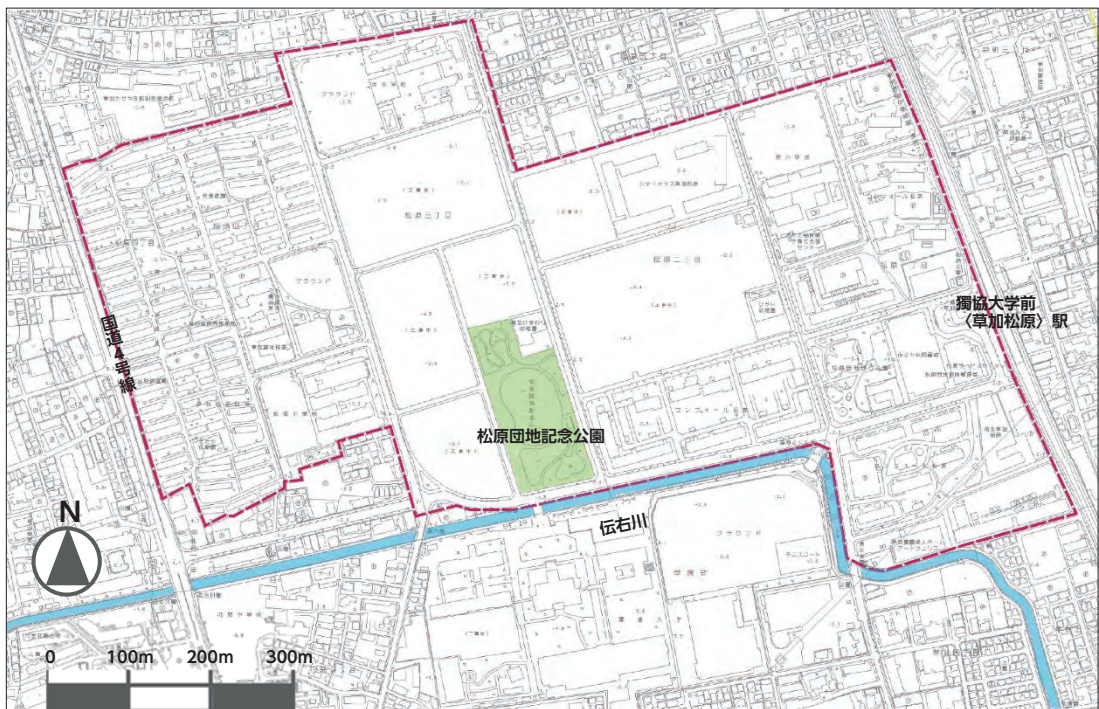
④土地利用の変更（「1 松並木沿い地区」の基準と同じ）P99参照

5 獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区

獨協大学前〈草加松原〉駅西側地区では、大規模な土地利用の更新に伴う、ゆとりのある建築物の配置や色彩などの誘導、オープンスペースの確保とともに、地区の骨格となる道路及び公園等の整備により、秩序ある良好なまちなみ景観をつくり出していきます。

景観づくりの方針

- 地区の骨格となる道路、公園、緑道などによる良好な景観づくり
- 住宅とみどりが調和した、落ち着いたのあるまちなみ景観づくり
- 商業施設とみどりが調和した秩序のあるまちなみ景観づくり
- 多様なみどりとオープンスペースが連続した、歩いて楽しく、うるおいのある景観づくり



区域：松原団地駅西側地区地区計画区域

①建築物の建築等

項目		景観形成基準
形態・意匠	外壁	・ まちなみとしての統一感のある形態や意匠に配慮します。 ・ にぎわいや魅力を感じさせるよう、建築物低層部の形態や意匠に配慮します。 ・ 通りに面して長大な壁面が生じる場合は、圧迫感を与えない形態や意匠に配慮します。
	屋根	・ まちなみとしての連続性のある形態や意匠に配慮します。
	屋外階段	・ 建築物本体と調和するように形態や意匠に配慮します。
	ベランダ	・ 共同住宅については、洗濯物やエアコンの室外機が通りから直接見えにくい構造や意匠となるように配慮します。

項目		景観形成基準
形態・意匠	建築設備	- 配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮します。また露出させる場合は、目立たないものとなるように、色彩等に配慮します。 - 屋上設備は、設置位置や壁面・ルーバーなどの囲いによって、外部から直接見えにくくなるように配慮します。
	色彩	- 風土と調和した色彩を使用するように配慮します。企業のＣＩカラーについても、風土と調和した色彩に調節するように配慮します。 - 色彩を組み合わせる場合やアクセントカラーなどを使用する場合には、色相同士の調和や使用する色彩の量のバランスに配慮します。 - 建築物の中高層部分は、低彩度とするように配慮します。
配置	配置	- まちなみの連続性や通りとの一体性に配慮します。 - 通りや隣地間の距離を確保し、ゆとりある空間を創出するように配慮します。 - 国道４号線に面する部分は、道路から後退するように配慮します。
その他	植栽	- 通りなどの公共空間に面する部分は、身近にみどりを感じることができ、開放的で明るい印象を与えるような緑化を行うように配慮します。 - 敷地内にある既存の樹木は、できるだけ保存するように配慮します。 - 周囲の自然環境との調和を考慮し、在来種などを活かした植栽をするように配慮します。
	照明	- 点滅する光源や夜間の派手な照明は避けるように配慮します。 - 夜間照明を工夫し、印象的な夜間の景観づくりに配慮します。
	塀・柵・擁壁等	圧迫感のある閉鎖的な塀・柵・擁壁を避けるように配慮します。また囲いをする場合には、植栽による囲いを行うように配慮します。



項目		景観形成基準
その他	附属施設	・駐輪場、ごみ置き場は、建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・駐車場の舗装は、素材を工夫したり、部分的に地被植物による緑化をすることにより景観に配慮します。 ・駐車場は、通りから自動車が見えにくい構造とするように配慮します。
	屋外広告物	・建築物本体と調和するような形態や意匠、色彩とするように配慮します。 ・設置個数、規模が過度・過大にならず、色彩も高彩度のものとならないように配慮します。 ・設置方法、材料、色彩を工夫し、周囲のまちなみに調和したものとなるように配慮します。 ・周辺環境に影響を与えるような電飾や派手な照明は附属させないように配慮します。
	店先のしつらえ	・歩行者にとって安全で、通りとしての連続性のある、にぎわいを創出する意匠とするよう配慮します。 ・商店街等のまちなみと調和するような、ベンチ、プランターの設置等、店先のおもてなしの表情づくりを行うように配慮します。 ・シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等、にぎわいを創出する工夫をするように配慮します。
	自動販売機	・建築物本体と調和する色彩、配置とするように配慮します。

②分譲住宅の新築（「1 松並木地区」の基準と同じ）P98参照

③工作物の建設等（「1 松並木地区」の基準と同じ）P99参照

④土地利用の変更（「1 松並木地区」の基準と同じ）P99参照

